

明治大学体育会憲章

本憲章は明治大学体育会（以下本会）の目的と精神を共通の理解とするため基準を示したものである。

本会は、本学建学の精神である「権利自由」、「独立自治」に基づき、強い「個」を目指す教育を揺るぎない伝統として継承し、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的として設置された。

私たち本会会員は、この理念と意義を踏まえ、本会の活動を通じ、以下の精神を共有とするものとする。

1. 社会規範を尊重し、法令を遵守して行動する。
2. 人としての尊厳・礼節を重んじ、他人を思いやる心を育成する。
3. 学生として学業とスポーツ活動の両立を目指しながら、肉体と知性の資質を高める。
4. 他者との交わりを通じて相互の連帯と協調を図り、友情を育む。
5. スポーツの持つフェアプレーの精神を心掛ける。

（附則）

本憲章は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

以 上